陸上自衛隊達第２１－９号

陸上自衛隊の予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達（昭和３７年陸上自衛隊達第２１－９号）の全部を改正する。

昭和４６年３月２４日

陸上幕僚長　陸将　衣笠　駿雄

予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達

改正　昭和49年３月16日達第21－９－１号　昭和49年９月３日達第21－９－２号
昭和52年５月13日達第122－107号　昭和53年１月13日達第122－108号
昭和53年１月13日達第122－109号　昭和55年12月18日達第21－９－３号
昭和57年４月30日達第122－119号　昭和57年10月12日達第21－９－４号
昭和61年12月19日達第21－９－５号　平成元年２月10日達第122－127号
平成元年11月15日達第21－９－６号　平成７年３月23日達第21－９－７号
平成10年３月25日達第122－144号　平成12年３月27日達第122－157号
平成14年３月27日達第122－176号　平成15年３月25日達第122－181号
平成16年３月29日達第122－191号　平成16年11月１日達第122－193号
平成17年３月24日達第122－195号　平成17年12月16日達第21－９－８号
平成18年７月28日達第122－212号　平成18年９月27日達第21－９－９号
平成20年３月25日達第122－224号　平成21年２月３日達第122－230号
平成21年３月30日達第122－232号　平成21年12月18日達第21－9－10号
平成22年３月23日達第122－241号　平成23年３月31日達第122－248号
平成24年11月１日達第21－９－11号　平成25年８月１日達第21－９－12号
平成28年３月25日達第122－277号　平成29年３月24日達第122－282号
平成29年５月26日達第122－287号　平成30年３月27日達第122－293号
平成30年10月24日達第122－295号　平成31年４月19日達第122－302号
令和元年６月27日達第122－303号　令和２年１月９日達第122－305号
令和２年11月30日達第21－９－13号　令和３年３月15日達第122－315号
令和３年12月22日達第21－９－14号　令和４年６月24日達第21-９-15号
令和６年３月21日達第21－９－16号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　予備自衛官の任免等の一般要領（第３条－第９条）
第３章　陸上自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い（第１０条－第２３条）
第４章　海上自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い（第２４条－第２８条）
第５章　航空自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い（第２９条－第３３条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この達は、陸上自衛隊の予備自衛官の任免等並びに陸上自衛隊（地方協力本部を含む。）において担任する海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官の任免等に関し、必要な細部事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「訓令」　予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第１号）をいう。

(2)　「担当地方総監」　海上自衛隊の予備自衛官の属する地方協力本部の所在地を警備区域内に含む海上自衛隊の地方総監をいう。

(3)　「担当方面隊司令官」　予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第３３号）別表に規定する区域を担当区域とする航空自衛隊の航空方面隊司令官をいう。

(4)　「地区予備自衛官担当部隊等」　別表に規定する区域を担当区域とする航空自衛隊の基地業務担当部隊等をいう。

(5)　「訓練実施部隊等の長」　訓練招集命令により出頭した予備自衛官の訓練を実施する部隊等の長をいう。

(6)　「中隊長等」とは、次に掲げる者とする。

ア　中隊長

イ　分（派）遣された部隊等の長

ウ　編制上隷下に単位部隊をもたない部隊の長

エ　臨時に編組された中隊に準ずる部隊の長

(7)　「担当地方協力本部長」　訓令第３条第１項に規定する担当地方協力本部長をいう。

第２章　予備自衛官の任免等の一般要領

第３条　削除

（継続任用志願案内）

第４条　担当地方協力本部長は、継続任用を適当とする予備自衛官に対し、任用期間満了のおおむね３か月前に、訓令第４条第１項の継続任用志願票用紙を送付して志願案内を行うものとする。

（任用基準）

第５条　訓令第７条第４号に規定する自衛官であったときの人事評価又はその他の能力の実証に基づく勤務成績が不良であった者とは、次の各号の一に該当するものとする。

(1)　勤務に著しく積極性を欠いた者及び規律違反の常習があった者

(2)　能力が著しく劣等な者

（予備自衛官補から任官される予備自衛官の階級の指定）

第５条の２　訓令第７条の２に定める予備自衛官補（技能）から任官する予備自衛官の階級については、自衛官との均衡を考慮して当該予備自衛官補が保

有する技能、知識の種類及び程度に応じて、予備自衛官補からの任官階級表（別紙第１）により指定する。

（採用通知等）

第６条　予備自衛官の採用及び継続任用の通知、階級・職種（職域）・特技の指定通知並びに宣誓書用紙の交付は、担当地方協力本部長が行うものとする。なお、担当地方協力本部長は、当該採用通知等の交付を予備自衛官の居住地の最寄りの部隊等の長又は自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長若しくは即応予備自衛官を退職する直前に指定されていた部隊の長と協議の上当該部隊等の長に依頼することができる。

（予備自衛官の住所変更に伴う処置等）

第７条　担当地方協力本部長は、予備自衛官志願票又は継続任用志願票を受理した後、当該志願者が居住地の変更を行ったときは、当該志願票に選考資料を添え、速やかに新たな担当地方協力本部長に送付するものとする。

２　予備自衛官の居住地の変更に伴う担当地方協力本部の担当変更の時期は毎月２０日とし、当該変更に係る関係書類の移管は、毎月６日から２０日までの間に行うものとする。

３　前項の規定により担当変更の処置を行った場合、新たな担当地方協力本部長は、速やかに当該予備自衛官に通知するとともに、従前の担当地方協力本部長に所要の通知を行うものとする。

（免職の基準）

第８条　訓令第１２条第１号に規定する人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務成績がよくないときとは、訓練招集時の勤務に著しく積極性を欠くとき又は規律違反の常習があるときとする。

２　訓令第１２条第２号に規定する心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないときとは、予備自衛官の任免を行う者が、その指定する医師の診断に基づき、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認定したときとする。

３　訓令第１２条第５号、第６号又は第８号に該当し予備自衛官を免職することができるときとは、次の各号の一に該当するときとする。

(1)　正当な理由がなく、かつ、無届けで引き続き２回以上訓練招集に応じなかったとき又は３か月以上所在不明であるとき。

(2)　重大な規律違反、悪質な刑事事犯及びその他自衛隊に対し著しい不利益を与える事犯に関係したとき。

(3)　訓練招集中において自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６１条第１項に規定する政治的行為を行った場合で、その行為が悪質であると認めるとき。

（退職時の処置）

第９条　退職（任期満了による退職を除く。）を希望する予備自衛官は、氏名、指定階級、生年月日、採用年月日、現住所及び退職理由を記載した書面に押印して担当地方協力本部長に申し出るものとする。

２　地方協力本部長は、幹部の退職希望者については、前項の書面を順序を経て陸上自衛隊の予備自衛官にあっては陸上幕僚長（人事教育部長気付）に、

海上自衛隊の予備自衛官にあっては海上幕僚長（人事教育部長気付）に、航空自衛隊の予備自衛官にあっては航空幕僚長（人事教育部長気付）にそれぞれ提出又は送付するものとする。

３　予備自衛官に対する退職の通知は、担当地方協力本部長が行うものとする。

第３章　陸上自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い

（任用基準数）

第１０条　予備自衛官任用基準数及び予備自衛官継続任用基準数は、毎年度当初又は必要に応じ、その都度示す。

（志願案内等）

第１１条　予備自衛官志願案内書及び宣誓書用紙は、陸上幕僚監部で、予備自衛官志願票用紙は、方面総監部で作成し、地方協力本部に送付するものとし、継続任用志願票用紙は、地方協力本部で作成するものとする。

２　担当地方協力本部長は、担当区域内に所在する部隊等の長に対しては、自衛官退職時に予備自衛官を志願する者のために前項の志願案内書及び志願票用紙を、訓練実施部隊等の長に対しては、継続任用志願票用紙をあらかじめ送付しておくものとする。

（志願受付及び志願票の処理等）

第１２条　自衛官退職時に予備自衛官を志願する者の志願手続は、該当者が離隊する前に完了させるものとする。

２　前項の場合において、志願者が任期満了退職者又は定年退職予定者であるときは、部隊等の長は、当該志願者の任用期間満了日又は定年退職日の努めて４か月前までに志願票を提出させるものとする。

３　訓令第３条第５項の規定により、部隊等の長又は指定部隊の長が、担当地方協力本部長に同条第１項の予備自衛官志願票及び自衛官離職者身上書又は同項の即応予備自衛官離職者身上書を送付する場合には、当該予備自衛官の写真２枚（自衛官身分証明書に使用する規格に同じ。）を添付してその都度速やかに送付するものとする。

４　訓令第４条第３項の規定により、訓練実施部隊等の長が継続任用志願票を受理した場合には、その都度、担当地方協力本部長に当該志願票を送付するものとする。

５　担当地方協力本部長は、幹部予備自衛官に係る予備自衛官志願票及び自衛官離職者身上書又は即応予備自衛官離職者身上書を受理したときはその都度、継続任用志願票を受理したときは、当該志願票及び予備自衛官継続任用志願者名簿（別紙第２）を、また任期満了退職の申出を受けたときは、任期満了退職者名簿（別紙第３）を任用期間満了の５０日前までに、それぞれ順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。（人教定第３号）

（離職者身上書）

第１３条　部隊等の長は、自衛官退職時に予備自衛官又は即応予備自衛官のいずれにも志願することなく退職する者については、退職後の連絡先申出書（別紙第４）の提出を求めるとともに、防衛省人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）上の自衛官離職者身上書を作成し、退職後１

か月以内に退職後の居住先の属する市区町村の区域を担当区域とする担当地方協力本部長に送付するものとする。

２　担当地方協力本部長は、予備自衛官補から任用された予備自衛官が退職するとき及び予備自衛官が即応予備自衛官に志願することなく退職するときは、退職後の連絡先申出書の提出を求めるとともに、人給システム上の予備自衛官離職者身上書を作成し保管するものとする。

（健康診断及びその手続等）

第１４条　部隊等の長は、予備自衛官志願者から健康診断について要請があった場合は、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長にその実施を依頼するものとする。

２　前項の健康診断は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第３６－６号（４４．１．３０））第５条の規定により行うものとする。ただし、３か月以内の時期に実施した健康診断の該当検診項目等については省略することができる。

３　陸上幕僚長又は担当地方協力本部長は、予備自衛官志願者が身体状況に関する医師の証明書を提出した場合において、当該証明が必要とする検査項目を含み、かつ、検査が３か月以内の時期に行われたものであると認めたときは、当該証明書をもって選考の資料とすることができる。

４　予備自衛官継続任用志願者に対する健康診断は特に必要と認める者についてのみ実施するものとし、その他の者については任用期間満了日の１年以内に実施した訓練招集時の健康診断をもって代えるものとする。

（選考資料）

第１５条　訓令第６条に規定する、予備自衛官の採用のための選考において、予備自衛官志願票、自衛官離職者身上書、予備自衛官離職者身上書、即応予備自衛官離職者身上書その他の人事記録等から必要とする資料が取得できないときは、その者が自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長、予備自衛官を退職する直前に管理を担当していた地方協力本部長又は即応予備自衛官を退職する直前に指定されていた部隊の長から必要とする事項についての証明を求め、選考のための資料とすることができる。

（採用の通知）

第１６条　担当地方協力本部長は、予備自衛官を採用したときは「予備自衛官の採用について（通知）」（別紙第５）（以下「採用通知書」という。）を当該予備自衛官が自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長又は即応予備自衛官を退職する直前に指定されていた部隊の長に２部送付するものとする。

２　前項の採用通知書を受けた部隊等の長は、当該通知書の備考欄に必要事項を記入の上速やかに中央業務支援隊長にその写し１部を送付するものとする。

（職種の指定）

第１７条　訓令第８条の規定による予備自衛官の職種の指定は、担当地方協力本部長が実施するものとし、当該予備自衛官について自衛官を退職するとき

に指定されていた職種を指定するものとする。ただし、退職する場合に職種を指定されていないときは、普通科を指定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該予備自衛官が海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官であった場合には、相当の職種を指定することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、予備自衛官補から任用された予備自衛官の場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　予備自衛官補（一般）から任用された予備自衛官は、担当地方協力本部長が普通科を指定するものとする。

(2)　予備自衛官補（技能）から任用された予備自衛官は、次条第２項第２号の特技指定表（別紙第６）の指定職種の欄に規定する職種を指定するものとする。この場合において、幹部の階級を指定される予備自衛官にあっては陸上幕僚長が、准陸尉及び陸曹の階級を指定される予備自衛官にあっては担当地方協力本部長が、指定するものとする。また、技能及び知識の種類に応ずる職種を指定することができない場合は、普通科を指定する。又は、共通としていずれかの職種から指定するものとする。

（特技の指定）

第１８条　前条の規定は、訓令第８条の規定による予備自衛官の特技区分の指定に準用する。ただし、当該予備自衛官が海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官であった場合には、特技を指定しないことができる。

２　予備自衛官補から任用された予備自衛官の特技の指定については、次の各号のとおりとする。

(1)　予備自衛官補（一般）　特技は指定しない。

(2)　予備自衛官補（技能）　保有する技能並びに知識の種類及び程度に応じて、予備自衛官補からの特技指定表（別紙第６）により指定する。

(3)　前号において、幹部の階級を指定される予備自衛官にあっては陸上幕僚長が、准陸尉及び陸曹の階級を指定される予備自衛官にあっては担当地方協力本部長が指定するものとする。

３　予備自衛官採用後現に指定されている特技（第１項ただし書の規定により特技を指定されていない場合を含む。）以外の資格要件を保有するに至った場合には、准陸尉、陸曹及び陸士の予備自衛官にあっては担当地方協力本部長が、幹部の予備自衛官にあっては陸上幕僚長が、該当する特技を指定するものとする。

４　災害招集においては、予備自衛官が施設機械操作に係る国家資格を保有し、次の各号に該当する場合には、前３項によることなく、災害招集終了までの間、陸上自衛隊の施設機械を操作できるものとする。

(1)　施設機械操作に関連する業務に１年以上従事している場合

(2)　中隊長等が職務上必要であると認める場合

(3)　施設科部隊長（施設群長、施設大隊長、施設隊長、施設器材隊長、施設教導隊長又は教育支援施設隊長）が別に示すところにより、施設機械の操作技能を認める場合

（昇進及び幹部予備自衛官昇進資格者名簿の提出）
第１８条の２　陸上幕僚長は、毎年１月末日までに翌年度における昇進に関し、訓令第１０条第４項の規定により必要な事項を指示する。
２　幹部予備自衛官への昇進については、前項の指示に基づいて、方面総監は、幹部予備自衛官昇進資格者名簿（別紙第７）を昇進発令日の５０日前までに陸上幕僚長に２部提出するものとする（人教定第６号）。
（外出）
第１９条　訓練招集中の予備自衛官の外出は、陸曹及び陸士にあっては営舎内に居住する自衛官の例による。ただし、特別外出は訓練実施部隊等の長が真にやむを得ない事情があると認める場合のほかは許可しないものとする。
（訓練招集中の事故等）
第２０条　訓練実施部隊等の長は、訓練招集中に負傷又は発病した予備自衛官を自衛隊の病院等又は部外の病院等に収容して診療を受けさせる場合には、当該予備自衛官の担当地方協力本部長に速やかにこの旨通報するものとし、入院した予備自衛官の身上に関しては、常に病院長（部外の病院等の長を含む。）及び当該予備自衛官の招集連絡人（自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第９９条第２項の招集連絡人をいう。）と密接に連絡しなければならない。
２　訓練招集中の予備自衛官が危篤に陥り、又は死亡したときは、自衛官の例により処理するものとする。この場合において、訓練実施部隊等の長は、危篤の通報及び死亡報告書の提出並びに遺族等への通報を行うほか、当該予備自衛官の担当地方協力本部長と協議して予備自衛官の死亡に伴う措置を行うものとする。
（訓練招集中の人事評価等）
第２１条　訓練招集中の人事評価は、訓令第９条の規定により行うものとし、人給システム上の人事評価記録書を使用するものとする。ただし、新規採用の予備自衛官に対する招集期間を１日間とする訓練招集の場合は、予備自衛官の招集手続に関する達（陸上自衛隊達第２３－１号（４６．３．２４））第２９条に規定する訓練招集者名簿の摘要欄に、必要な評定事項を入力することにより、これに代えることができる。
２　訓練実施部隊等の長は、前項の人事評価記録書を訓練招集終了後速やかに担当地方協力本部長に送付するものとする。
３　担当地方協力本部長は、予備自衛官が居住地の変更を行ったときは、人事評価記録通報書（別紙第８）を作成し、第７条第２項の書類とともに新たな担当地方協力本部長に送付するものとする。
第２１条の２　担当地方協力本部長は、訓令第９条の４第１項の規定により、指導及び助言を行うものとする。
２　担当地方協力本部長は、前項の規定により予備自衛官に開示された全体評語に関する当該予備自衛官の苦情について、訓令第９条の４第２項から第７項までの規定により適切に対応するものとする。
３　訓令第９条の４第３項に定める苦情相談員の指定並びに苦情処理窓口及び審理機関の設置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　苦情相談員
　　担当地方協力本部の援護課予備自衛官班又は予備自衛官課担当
(2)　苦情処理窓口
　　担当地方協力本部長が指名する者
(3)　審理機関（決裁権者）
　　担当地方協力本部長が指名する者

（訓練招集中の身上把握等）

第２２条　訓練実施部隊等の長は、訓練招集中において予備自衛官の身上把握等を行う場合には、担当地方協力本部長と協議して実施するものとする。

第２３条　削除

第４章　海上自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い

（予備自衛官志願票の処理等）

第２４条　担当地方協力本部長は、志願者から直接志願票を受理した場合には、前月分を取りまとめ毎月１０日までに、志願者が退職時に所属していた部隊等の所在地を警備区域内に含む地方総監に送付するものとする。

２　担当地方協力本部長は、担当地方総監から幹部予備自衛官に係る志願票、離職者身上書及び志願者連名簿を受理したときは方面総監を経てその都度海上幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。

（選考及び採用）

第２５条　担当地方協力本部長は、准海尉、海曹及び海士の予備自衛官の選考及び採用を行うに当たっては、担当地方総監から送付された予備自衛官志願者連名簿に記載された採用順位に基づき、当該地方総監から通知された採用計画数の範囲内で実施するものとする。

２　担当地方協力本部長は、前項の予備自衛官を採用したときは、第１６条第１項の規定を準用して「予備自衛官の採用について（通知）」（別紙第５）及び予備自衛官手帳貼付用の写真（3.5㎝×2.5㎝）１枚を担当地方総監に送付するものとする。

（継続任用時の処置等）

第２６条　継続任用志願票用紙は、地方協力本部において作成し、訓練招集部隊等の長にあらかじめ送付しておくものとする。

２　担当地方協力本部長は、継続任用志願者から継続任用志願票を直接受理した場合には、前月分を取りまとめ毎月１０日までに当該志願者の担当地方総監に送付するものとする。

３　担当地方協力本部長は、担当地方総監から幹部予備自衛官に係る継続任用志願票及び継続任用志願者名簿を受理した場合には、当該志願票及び予備自衛官継続任用志願者名簿（別紙第２）を、また当該予備自衛官から任期満了退職の申出を受けたときは、任期満了退職者名簿（別紙第３）を、方面総監を経てその都度海上幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。

４　担当地方協力本部長は、准海尉、海曹及び海士の予備自衛官の継続任用を行うに当たっては、担当地方総監から送付された継続任用志願票及び予備自衛官継続任用志願者連名簿に記載された任用順位に基づき、当該地方総監から通知された任用計画数の範囲内において実施するものとする。

（職域及び特技の指定）
第２７条　訓令第８条の規定による予備自衛官の職域及び特技の指定は、担当地方協力本部長が担当地方総監から送付された予備自衛官志願者連名簿に基づき実施するものとする。
（居住地変更時の通報）
第２８条　担当地方協力本部長は、予備自衛官が居住地の変更を行ったときは、第２１条第３項の規定を準用して人事評価記録通報書（別紙第８）を作成し、第７条第１項に規定する書類とともに新たな担当地方協力本部長に送付するものとする。

第５章　航空自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い

（予備自衛官志願票の処理等）
第２９条　担当地方協力本部長は、志願者から直接志願票を受理した場合には、前月分を取りまとめ毎月１０日までに、地区予備自衛官担当部隊等の長にその写しを送付するものとする。
２　担当地方協力本部長は、地区予備自衛官担当部隊等の長から幹部予備自衛官に係る志願票及び離職者身上書を受理したときは、方面総監を経てその都度航空幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。
（選考及び採用）
第３０条　担当地方協力本部長は、准空尉、空曹及び空士の予備自衛官の選考及び採用を行うに当たっては、担当方面隊司令官等から送付された予備自衛官志願者連名簿に記載された採用希望順位に基づき、当該方面隊司令官等から通知された採用計画数の範囲内で実施するものとする。
２　担当地方協力本部長は、前項の予備自衛官を採用したときは、第１６条第１項の規定を準用して「予備自衛官の採用について（通知）」（別紙第５）及び予備自衛官手帳貼付用の写真（3.5㎝×2.5㎝）１枚を地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。
（継続任用時の処置等）
第３１条　継続任用志願票用紙は、地方協力本部において作成し、訓練招集部隊等の長にあらかじめ送付しておくものとする。
２　担当地方協力本部長は、継続任用志願者から継続任用志願票を直接受理した場合には、前月分を取りまとめ、毎月１０日までに当該志願者の地区予備自衛官担当部隊等の長にその写しを送付するものとする。
３　担当地方協力本部長は、地区予備自衛官担当部隊等の長から幹部予備自衛官に係る継続任用志願票を受理した場合には、当該志願票及び予備自衛官継続任用志願者名簿（別紙第２）を、また当該予備自衛官から任期満了退職の申出を受けたときは、任期満了退職者名簿（別紙第３）を、方面総監を経てその都度航空幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。
４　担当地方協力本部長は、准空尉、空曹及び空士の予備自衛官の継続任用を行うに当たっては、担当方面隊司令官等から送付された予備自衛官継続任用志願者連名簿に記載された任用希望順位に基づき、当該方面隊司令官等から通知された任用計画数の範囲内において実施するものとする。

（職域及び特技の指定）
第３２条　訓令第８条の規定による予備自衛官の職域及び特技の指定は、担当地方協力本部長が担当方面隊司令官等から送付された予備自衛官志願者連名簿に基づき実施するものとする。
（居住地変更時の通報）
第３３条　担当地方協力本部長は、予備自衛官が居住地の変更を行ったときは、第２１条第３項の規定を準用して人事評価記録通報書（別紙第８）を作成し、第７条第１項に規定する書類とともに新たな担当地方協力本部長に送付するものとする。

附　則

この達は、昭和４６年５月１日から施行する。

附　則（昭和 49 年３月 16 日陸上自衛隊達第 21－９－１号）

この達は、昭和４９年４月１５日から施行する。

附　則（昭和 49 年９月３日陸上自衛隊達第 21－９－２号）

この達は、昭和４９年１０月１日から施行する。

附　則（昭和 52 年５月 13 日陸上自衛隊達第 122－107 号）

この達は、昭和５２年５月１３日から施行する。

附　則（昭和 53 年１月 13 日陸上自衛隊達第 122－108 号）

この達は、昭和５３年１月３０日から施行する。

附　則（昭和 53 年１月 13 日陸上自衛隊達第 122－109 号）

この達は、昭和５３年１月３０日から施行する。

附　則（昭和 55 年 12 月 18 日陸上自衛隊達第 21－９－３号）

この達は、昭和５６年２月１日から施行する。

附　則（昭和 57 年４月 30 日陸上自衛隊達第 122－119 号）

１　この達は、昭和５７年４月３０日から施行する。
２　この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
３　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和 57 年 10 月 12 日陸上自衛隊達第 21－９－４号）

この達は、昭和５７年１２月１日から施行する。

附　則（昭和 61 年 12 月 19 日陸上自衛隊達第 21－９－５号）

この達は、昭和６１年１２月１９日から施行する。

附　則（平成元年２月 10 日陸上自衛隊達第 122－127 号）

１　この達は、平成元年２月１０日から施行し、同年１月８日から適用する。
２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（平成元年 11 月 15 日陸上自衛隊達第 21－９－６号）

この達は、平成２年２月１日から施行する。

附　則（平成７年３月 23 日陸上自衛隊達第 21－９－７号）

この達は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成 10 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122－144 号）

この達は、平成１０年３月２６日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122－157 号抄）

１　この達は、平成１２年３月２８日から施行する。

附　則（平成 14 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122－176 号）

１　この達は、平成１４年３月２７日から施行する。（ただし書略）

２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 15 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122－181 号）

この達は、平成１５年４月１日から施行する。（ただし書略）

附　則（平成 16 年３月 29 日陸上自衛隊達第 122－191 号）

この達は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成 16 年 11 月１日陸上自衛隊達第 122－193 号）

この達は、平成１６年１１月１日から施行する。

附　則（平成 17 年３月 24 日陸上自衛隊達第 122－195 号）

この達は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年 12 月 16 日陸上自衛隊達第 21－９－８号）

この達は、平成１８年１月１日から施行する。

附　則（平成 18 年７月 28 日陸上自衛隊達第 122－212 号）

１　この達は、平成１８年７月３１日から施行する。

２　この達の施行に際し、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 18 年９月 27 日陸上自衛隊達第 21－９－９号）

この達は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122－224 号）

この達は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則（平成 21 年２月３日陸上自衛隊達第 122－230 号）

この達は、平成２１年２月３日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 30 日陸上自衛隊達第 122－232 号）

この達は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年 12 月 18 日陸上自衛隊達第 21－９－10 号）

この達は、平成２２年１月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 23 日陸上自衛隊達第 122－241 号）

この達は、平成２２年３月２６日から施行する。

附　則（平成 23 年３月 31 日陸上自衛隊達第 122－248 号）

この達は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 11 月１日陸上自衛隊達第 21－９－11 号）

この達は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則（平成 25 年８月１日陸上自衛隊達第 21－９－12 号）

この達は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122－277 号）

この達は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 24 日陸上自衛隊達第 122－282 号）

この達は、平成２９年３月２７日から施行する。

附　則（平成 29 年５月 26 日陸上自衛隊達第 122－287 号）

１　この達は、平成２９年５月３０日から施行する。

２　この達の施行に際し、当分の間、訓令による改正後の予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令第１０条第１項第１号アに規定する直近の連続した２回の人事評価の全体評語、同項第２号アに規定する直近の人事評価の全体評語又は同条第３項に規定する直近の人事評価の全体評語がない予備自衛官の昇進については、なお従前の例によるものとする。

附　則（平成 30 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122－293 号）

この達は、平成３０年３月２７日から施行する。

附　則（平成 30 年 10 月 24 日陸上自衛隊達第 122－295 号）

この達は、平成３０年１０月２４日から施行する。

附　則（平成 31 年４月 19 日達第 122－302 号）

１　この達は、平成３１年５月１日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（令和元年６月 27 日達第 122－303 号）

１　この達は、令和元年７月１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和２年１月９日達第 122－305 号）

１　この達は、令和２年１月９日から施行し、この達による改正後の人給システムに係る規定は、同年１月１日から適用する。

２　この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和２年１１月３０日達第 21－９－13 号）

１　この達は、令和２年１１月３０日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和３年３月 15 日達第 122-315 号）

１　この達は、令和３年４月１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとする。

３　この達の施工の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附　則（令和３年 12 月 22 日達第 21－９－14 号）

この達は、令和３年 12 月 22 日から施行する。

附　則（令和４年６月 24 日達第 21-９－15 号）

この達は、令和４年６月 24 日から施行する。

附　則（令和６年３月 21 日達第 21-９－16 号）

この達は、令和６年３月 21 日から施行する。

別表（第２条関係）

地区予備自衛官担当部隊等		担当区域
名称	担当部隊等	
千歳地区予備自衛官担当部隊	第２航空団	北海道
三沢地区予備自衛官担当部隊	第３航空団	青森県　岩手県　秋田県
松島地区予備自衛官担当部隊	第４航空団	宮城県　山形県　福島県
百里地区予備自衛官担当部隊	第７航空団	茨城県　栃木県
入間地区予備自衛官担当部隊	中部航空警戒管制団	群馬県　埼玉県
府中地区予備自衛官担当部隊	航空気象群	東京都　神奈川県
木更津地区予備自衛官担当部隊	第４補給処	千葉県
	木更津支処	
浜松地区予備自衛官担当部隊	第１航空団	山梨県　長野県　静岡県
小松地区予備自衛官担当部隊	第６航空団	新潟県　富山県　石川県 福井県
岐阜地区予備自衛官担当部隊	第２補給処	岐阜県
小牧地区予備自衛官担当部隊	第１輸送航空隊	愛知県　三重県　滋賀県
奈良地区予備自衛官担当部隊	幹部候補生学校	京都府　大阪府　兵庫県 奈良県　和歌山県
美保地区予備自衛官担当部隊	第３輸送航空隊	鳥取県　島根県　岡山県 広島県
防府地区予備自衛官担当部隊	第 12 飛行教育団	山口県　徳島県　香川県 愛媛県　高知県
春日地区予備自衛官担当部隊	西部航空警戒管制団	福岡県　佐賀県　長崎県 熊本県
築城地区予備自衛官担当部隊	第８航空団	大分県
新田原地区予備自衛官担当部隊	第５航空団	宮崎県　鹿児島県
那覇地区予備自衛官担当部隊	第９航空団	沖縄県

別紙第１（第５条の２関係）

予備自衛官補からの任官階級表

１　予備自衛官補（技能・甲）からの任官者

技能区分	種類＼任官階級	２等陸佐	３等陸佐	１等陸尉	２等陸尉	３等陸尉	陸曹長
衛生	医師	実務経験１９年以上	実務経験１２年以上	実務経験５年以上	実務経験１年以上	実務経験１年未満	－
	歯科医師	実務経験１９年以上	実務経験１２年以上	実務経験５年以上	実務経験１年以上	実務経験１年未満	－
	薬剤師	実務経験１９年以上	実務経験１２年以上	実務経験５年以上	実務経験１年以上	実務経験１年未満	－
	臨床心理士 公認心理師	実務経験１９年以上	実務経験１２年以上	実務経験５年以上	実務経験１年以上	実務経験１年未満	－
	看護師	－	実務経験２３年以上かつ看護部長若しくは看護課長相当の職位に１年以上勤務した４６歳以上の者	実務経験１２年以上かつ３５歳以上の者	実務経験６年以上かつ２９歳以上の者	実務経験３年以上かつ２６歳以上の者	実務経験３年未満又は２６歳未満の者
法務	弁護士	実務経験１８年以上	実務経験１１年以上	実務経験４年以上	実務経験１年未満	－	－
	司法書士	実務経験２１年以上	実務経験１４年以上	実務経験７年以上	実務経験３年以上	実務経験１年以上	実務経験１年未満

		１等陸尉	２等陸尉	３等陸尉
通信	システム防護	CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士を有し、民間セキュリティ企業等においてエバンジェリスト、シニアアナリスト、役員等として５年以上の勤務経験を有する者 または、下記特技保有者にあっても、民間セキュリティ企業等においてエバンジェリスト、シニアアナリスト、役員等として１０年以上又は解析業務担当者等として１８年以上の勤務経験を有する者 CCSP、CSSLP、CompTIA CASP+、CompTIA CySA+、CompTIA Pentest+、CEH、CHFI、CASE、CTIA、CISA、CISM、CRISC、LPIC－3、GCIH、GCED、GMON、GDSA、GCDA、GDAT、GPEN、GWAPT、GXPN、GCFA、GCFE、GNFA、GCTI、GASF、GREM、CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア、プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第１種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ＩＴストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ＩＴサービスマネージャ、第２種情報処理技術者、基本情報技術者	CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士を有し、民間セキュリティ企業等においてエバンジェリスト、シニアアナリスト、役員等として１年以上の勤務経験を有する者 または、下記特技保有者にあっても、民間セキュリティ企業等においてエバンジェリスト、シニアアナリスト、役員等として６年以上又は解析業務担当者等として１４年以上の勤務経験を有する者 CCSP、CSSLP、CompTIA CASP+、CompTIA CySA+、CompTIA Pentest+、CEH、CHFI、CASE、CTIA、CISA、CISM、CRISC、LPIC－3、GCIH、GCED、GMON、GDSA、GCDA、GDAT、GPEN、GWAPT、GXPN、GCFA、GCFE、GNFA、GCTI、GASF、GREM、CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア、プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第１種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ＩＴストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ＩＴサービスマネージャ、第２種情報処理技術者、基本情報技術者	CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士を有する者 または、下記特技保有者にあっても、民間セキュリティ企業等においてエバンジェリスト、シニアアナリスト、役員等として５年以上又は解析業務担当者等として１３年以上の勤務経験を有する者 CCSP、CSSLP、CompTIA CASP+、CompTIA CySA+、CompTIA Pentest+、CEH、CHFI、CASE、CTIA、CISA、CISM、CRISC、LPIC－3、GCIH、GCED、GMON、GDSA、GCDA、GDAT、GPEN、GWAPT、GXPN、GCFA、GCFE、GNFA、GCTI、GASF、GREM、CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア、プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第１種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ＩＴストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ＩＴサービスマネージャ、第２種情報処理技術者、基本情報技術者

２　予備自衛官補（技能・乙）の任官者

技能区分	種類		陸曹長	１等陸曹	２等陸曹	３等陸曹
衛生	理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 救急救命士（准看護師） 栄養士			右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 救急救命士（准看護師） 栄養士	
	准看護師			右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	准看護師
	歯科技工士			右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	歯科技工士
	歯科衛生士			右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	歯科衛生士
	臨床工学技士			右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	臨床工学技士	
語学	英語検定１級程度			右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	外国語大学等卒業者又は実用英語技能検定１級若しくはこれと同等の能力を有する者	
	英語検定準１級程度					外国語短期大学等卒業者又は実用英語技能検定準１級若しくはこれと同等の能力を有する者
	ロシア語 中国語 韓国語 アラビア語 フランス語 ポルトガル語 スペイン語	大学卒業程度		右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	外国語大学等卒業者又はこれと同等の能力を有する者	
	ロシア語 中国語 韓国語 アラビア語 フランス語 ポルトガル語 スペイン語	短大卒業程度				外国語短期大学等卒業者又はこれと同等の能力を有する者

技能区分	任官階級 種類	陸曹長	１等陸曹	２等陸曹	３等陸曹
整備	１級大型自動車整備士 １級小型自動車整備士 １級二輪自動車整備士		１級大型自動車整備士 １級小型自動車整備士 １級二輪自動車整備士		
	２級ガソリン自動車整備士 ２級ジーゼル自動車整備士 ２級二輪自動車整備士			２級ガソリン自動車整備士 ２級ジーゼル自動車整備士 ２級二輪自動車整備士	
情報処理	システムアナリスト プロジェクトマネージャ アプリケーションエンジニア システム運用管理エンジニア テクニカルエンジニア （システム管理） システム監査技術者 ＩＴストラテジスト システムアーキテクト ＩＴサービスマネージャ	システムアナリスト プロジェクトマネージャ アプリケーションエンジニア システム運用管理エンジニア テクニカルエンジニア （システム管理） システム監査技術者 ＩＴストラテジスト システムアーキテクト ＩＴサービスマネージャ			
	プロダクションエンジニア ネットワークスペシャリスト テクニカルエンジニア （ネットワーク） データベーススペシャリスト テクニカルエンジニア （データベース） 第１種情報処理技術者 ソフトウェア開発技術者 テクニカルエンジニア （エンベデッドシステム） 情報セキュリティアドミニストレータ テクニカルエンジニア （情報セキュリティ） 上級システムアドミニストレータ 応用情報技術者 エンベデッドシステムスペシャリスト 情報処理安全確保支援士		プロダクションエンジニア ネットワークスペシャリスト テクニカルエンジニア （ネットワーク） データベーススペシャリスト テクニカルエンジニア （データベース） 第１種情報処理技術者 ソフトウェア開発技術者 テクニカルエンジニア （エンベデッドシステム） 情報セキュリティアドミニストレータ テクニカルエンジニア （情報セキュリティ） 上級システムアドミニストレータ 応用情報技術者 エンベデッドシステムスペシャリスト 情報処理安全確保支援士		
	第２種情報処理技術者 基本情報技術者			右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	第２種情報処理技術者 基本情報技術者

技能区分	任官階級 種類	陸曹長	１等陸曹	２等陸曹	３等陸曹
システム防護	CCSP、CSSLP、CompTIA CASP+、CompTIA CySA+、CompTIA Pentest+、CEH、CHFI、CASE、CTIA、CISA、CISM、CRISC、LPIC－3、GCIH、GCED、GMON、GDSA、GCDA、GDAT、GPEN、GWAPT、GXPN、GCFA、GCFE、GNFA、GCTI、GASF、GREM	CCSP、CSSLP、CompTIA CASP+、CompTIA CySA+、CompTIA Pentest+、CEH、CHFI、CASE、CTIA、CISA、CISM、CRISC、LPIC－3、GCIH、GCED、GMON、GDSA、GCDA、GDAT、GPEN、GWAPT、GXPN、GCFA、GCFE、GNFA、GCTI、GASF、GREM ただし、下記の特技保有者にあっても、現にセキュリティ企業における解析業務担当者等として７年以上従事し、上記資格保有者と同等の識能を有していると認められる者 CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア、プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第１種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ＩＴストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ＩＴサービスマネージャ、第２種情報処理技術者、基本情報技術者			
	CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア、プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第１種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ＩＴストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ＩＴサービスマネージャ、第２種情報処理技術者、基本情報技術者		CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア、プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第１種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ＩＴストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ＩＴサービスマネージャ、第２種情報処理技術者、基本情報技術者		

技能区分	任官階級 種類	陸曹長	１等陸曹	２等陸曹	３等陸曹
通信	第１級陸上無線技術士 第１級総合無線通信士		第１級陸上無線技術士 第１級総合無線通信士		
	第２級陸上無線技術士 第２級総合無線通信士			第２級陸上無線技術士 第２級総合無線通信士	
	第３級総合無線通信士				第３級総合無線通信士
	アナログ第１種工事担任者 デジタル第１種工事担任者 アナログ・デジタル総合種工事担任者 ＡＩ第１種工事担当者 ＤＤ第１種工事担当者 ＡＩ・ＤＤ総合種工事担当者		右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	アナログ第１種工事担任者 デジタル第１種工事担任者 アナログ・デジタル総合種工事担任者 ＡＩ第１種工事担当者 ＤＤ第１種工事担当者 ＡＩ・ＤＤ総合種工事担当者	
電気	第１種電気主任技術者		第１種電気主任技術者		
	第２種電気主任技術者			第２種電気主任技術者	
	第３種電気主任技術者				第３種電気主任技術者
建設	１級建築士	１級建築士			
	２級建築士		右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	２級建築士	
	１級建築施工管理技士		１級建築施工管理技士		
	２級建築施工管理技士			右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	２級建築施工管理技士
	１級土木施工管理技士		１級土木施工管理技士		
	２級土木施工管理技士			右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	２級土木施工管理技士
	１級管工事施工管理技士		１級管工事施工管理技士		
	２級管工事施工管理技士			右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	２級管工事施工管理技士
	１級建設機械施工技士		１級建設機械施工技士		
	２級建設機械施工技士			右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	２級建設機械施工技士
	測量士		右記の資格を有する者で４９歳以上 かつ実務経験おおむね１８年以上の者	測量士	
	測量士補				測量士補
	木造建築士			右記の資格を有する者で４４歳以上 かつ実務経験おおむね１３年以上の者	木造建築士

技能区分	任官階級 種類	陸曹長	１等陸曹	２等陸曹	３等陸曹
放射線管理	第１種放射線取扱主任者		第１種放射線取扱主任者		
	第２種放射線取扱主任者			右記の資格を有する者で４４歳以上かつ実務経験おおむね１３年以上の者	第２種放射線取扱主任者
人事	遺体衛生保全士（エンバーマー）		右記の資格を有する者で４９歳以上かつ実務経験おおむね１８年以上の者	一般社団法人日本遺体安全保全協会からの認定を受けた者	
	納棺士		右記の資格を有する者で４９歳以上かつ実務経験おおむね１８年以上の者	右記の資格を有する者で４４歳以上かつ実務経験おおむね１３年以上の者	一般社団法人日本納棺士技能協会等から認定を受けた者
	保育士		右記資格を有し、主任保育士又はこれに該当する職務の実務経験がおおむね５年以上の者	右記資格を有し、かつ実務経験おおむね１３年以上の者	保育士の資格を有する者

注１　予備自衛官補（技能・甲）及び予備自衛官補（技能・乙）とは、予備自衛官補の募集及び採用業務実施に関する達（陸上自衛隊達第２３－７号（２８．５．１８））第２条第２号及び第３号に規定する者をいう。

２　本表に記載された資格と同等の資格を有する者の任用については、別に示す。

３　本表で定める基準により難い場合にあっては訓令で定める基準により行うことができる。

４　年齢の基準日は、予備自衛官任用日とする。

別紙第２（第 12 条関係）
発　簡　番　号
年　　月　　日

殿

予備自衛官継続任用志願者名簿
（人教定第３号）

担当地方協力本部長
（公印省略）

（　　年　　月任期満了の　　分）

番号	階級	氏　　名	性別	年齢	職種	特技職名　称	前回採用年月日	継続任用回数	訓練招集（直近１任期）			防衛招集等年　月　日	訓練成績	体力検定	健康状態	地方協力本部長の意見
									Ｄ－２年度	Ｄ－１年度	Ｄ年度					
1									／	／	／	・　・				
2									／	／	／	・　・				
3									／	／	／	・　・				
4									／	／	／	・　・				
5									／	／	／	・　・				
計　　名																

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　この名簿は、予備自衛官に採用した１か月ごとに作成し、現指定階級の順に記入する。
２　年齢欄は、任期期間の満了する日の翌日の年齢を記入する。
３　訓練招集欄は、直近の１任期を算定し、分母には命令した回数を、分子には出頭した合計日数を記入する。この場合、分割出頭の際も、それぞれを１回と算定し、日数は総計とする。出頭日数が「０」の場合は不出頭の状況として次の基準で記入する。（名簿提出年度を「Ｄ」とする。）
（１）　「届け出なし。正当な理由なし。」の場合：Ａ
（２）　「届け出あり。正当な理由なし。」の場合：Ｂ
（３）　記入の一例
ア　５／２：当該年度に命令を２回発令、５日間出頭
イ　３／２：当該年度に命令を２回発令、３日間出頭
ウ　Ａ／１：当該年度に命令を１回発令、出頭なし。不出頭の状況は「届け出なし。正当な理由なし。」
エ　ＢＡ／２：当該年度に命令を２回発令、出頭なし。不出頭の状況は「１回目；届け出あり。正当な理由なし。２回目；届け出なし。正当な理由なし。」
４　防衛招集等年月日欄は、防衛招集は「防」、国民保護等招集は「国」、災害招集は「災」を付記し、年月日を記入する（例：防 17.4.1）。
５　訓練成績欄は、最も近い時期に実施した招集訓練の成績を訓令第９条第３項の規定により記入する。
６　体力検定欄は、最も近い時期に実施した訓練招集時の体力検定の等級を記入する。
７　健康状態欄は、陸上自衛隊健康診断及び体力検定実施規則（陸上自衛隊達第 36－6 号（44. 1. 30））別表第５の判定をＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの区分により記入する。
８　本名簿の原議書、宛先の保存期間を「３年」とする。

別紙第３（第 12 条関係）

殿

担当地方協力本部長
（公印省略）

任　期　満　了　退　職　者　名　簿
（人教定第３号）

（　　年　　月任期満了分）

番号	階級	氏　　名	生年月日	年齢	性別	職種	特技職		自衛官退職年　月　日	予備自衛官採用年月日	継続任用回　　数	訓練招集日　　数	勤　務　先	退職理由	備考
							名称	番号							
												／			
												／			
												／			

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　この名簿は、任期満了退職する予備自衛官を１か月ごとに作成し、現指定階級の順に記入する。
　　２　年齢欄は、任期満了日現在の年齢を記入する。
　　３　訓練招集日数欄は、分母には訓練招集命令日数を、分子には出頭日数を予備自衛官採用時から起算し、記入する。
　　４　勤務先欄は、勤務先の住所（町村名まで）及び名称を記入する。
　　５　退職理由欄は、具体的な理由を記入する。

別紙第４（第13条関係）

退　職　後　の　連　絡　先　申　出　書

年　　月　　日

所　　属 （又は地本）		階　級		氏　名	
退職後の住所	〒 住所 電話番号　　携				
就職先の住所	就職先名 〒 住所 電話番号				

寸法：日本産業規格Ａ４

注：　１　本用紙は、退職後の住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部長に送付する。
　　２　本情報は、個人情報（注意）として管理し、退職後の連絡及び募集業務以外には使用しない。
　　３　前項の使用目的に同意した上で、本人が直接記入するものとする。

別紙第５（第 16 条、第 30 条関係）

発簡番号
年　月　日

（自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長）殿

担当地方協力本部長
（公印省略）

予備自衛官の採用について（通知）

標記について、下記の者を予備自衛官として採用したので通知する。

記

階級	ふりがな 氏　名　男女 （改姓のときは旧姓も併記）	認識番号	採用年月日	発令番号	自衛官離職年月日	摘　要
	男 女					（記載例）
	男 女					㊞4.11.1
	男 女					㊟4.10.1
	男 女					
	男 女					
	男 女					
	男 女					
	男 女					

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：摘要欄は、採用通知書の送付を受けた部隊等の長が、人事記録を陸上幕僚長に送付した場合には「㊟送付年月日」と、勤務記録表抄本又は抜粋表を地方協力本部長に送付した場合には「㊞送付年月日」と記入する。

別紙第６（第 17 条、第 18 条関係）

予備自衛官補からの特技指定表

<table>
<tr><th colspan="3">免許資格等区分</th><th>指定特技職及び番号</th><th>指定職種</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">衛生甲</td><td colspan="2">医師</td><td>医官　（24040Ｒ）</td><td rowspan="5">衛生科</td><td rowspan="9">病院、総監部等に職務指定し、管理者・運用者等としての運用は努めて避ける</td></tr>
<tr><td colspan="2">歯科医師</td><td>歯科医官　（24050Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">薬剤師</td><td>薬剤官　（24060Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨床心理士
公認心理師</td><td>衛生官　（24011Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">看護師</td><td>看護官　（24070Ｒ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法務</td><td colspan="2">弁護士</td><td rowspan="2">法務　（55013Ｒ）</td><td rowspan="2">普通科</td></tr>
<tr><td colspan="2">司法書士</td></tr>
<tr><td>システム防護甲</td><td colspan="2">CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士
ただし、システム防護乙に示す資格を保有する者のうち、役員等として別紙第１に示す実務経験を有する者</td><td>システム防護　（55014R）</td><td>システム通信科</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10">衛生乙</td><td colspan="2">救急救命士（準看護師を保有）</td><td>上級救急救命　（24137Ｒ）</td><td rowspan="10"></td><td rowspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">理学療法士</td><td>上級衛生　（24107Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">作業療法士</td><td>上級衛生　（24107Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">診療放射線技師</td><td>上級診療放射線　（24317Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨床検査技師</td><td>上級臨床検査　（24217Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨床工学技士</td><td>上級衛生　（24107Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">准看護師</td><td>中級衛生　（24105Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">歯科技工士</td><td>上級歯科技工　（24417Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">歯科衛生士</td><td>中級衛生　（24105Ｒ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">栄養士</td><td>上級給養　（55487Ｒ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">語　学</td><td>英語</td><td>英語検定準１級程度以上</td><td rowspan="2">上級語学　（26517Ｒ）</td><td rowspan="2">情報科又は普通科</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>ロシア語
中国語
韓国語
アラビア語
フランス語
ポルトガル語
スペイン語</td><td>短大卒以上</td></tr>
</table>

整　備	１級大型自動車整備士 １級小型自動車整備士 １級二輪自動車整備士 ２級ガソリン自動車整備士 ２級ジーゼル自動車整備 ２級二輪自動車整備士	上級装輪車整備　（18107Ｒ） 又　は 上級施設機械整備　（16417Ｒ）	武器科 又　は 施設科	現に従事している職を考慮
情報処理	システムアナリスト プロジェクトマネージャ アプリケーションエンジニア システム運用管理エンジニア プロダクションエンジニア ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト テクニカルエンジニア 第１種情報処理技術者 ソフトウェア開発技術者 システム監査技術者 情報セキュリティアドミニストレータ 上級システムアドミニストレータ 応用情報技術者 ＩＴストラテジスト システムアーキテクト エンベデッドシステムスペシャリスト 情報処理安全確保支援士 ＩＴサービスマネージャー	上級電計処理　（55517Ｒ）	システム 通信科	
	第２種情報処理技術者 基本情報技術者	中級電計処理　（55515Ｒ）		

<table>
<tr><th colspan="2">免許資格等区分</th><th>指定特技職及び番号</th><th>指定職種</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">システム防護乙</td><td>CCSP、CSSLP、CompTIA CASP+、CompTIA CySA+、CompTIA Pentest+、CEH、CHFI、CASE、CTIA、CISA、CISM、CRISC、LPIC－3、GCIH、GCED、GMON、GDSA、GCDA、 GDAT、GPEN、GWAPT、GXPN、GCFA、GCFE、GNFA、GCTI、GASF、GREM
ただし、下記CND等の保有であっても、解析業務担当者等として７年以上の実務経験を有する者</td><td>上級システム防護 (55557R)</td><td rowspan="2">システム通信科</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア、プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第１種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ＩＴストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ＩＴサービスマネージャ、第２種情報処理技術者、基本情報技術者</td><td>中級システム防護 (55555R)</td></tr>
</table>

免許資格等区分		指定特技職及び番号	指定職種	備　考
通信	第１級総合無線通信士 第２級総合無線通信士	上級無線電信　（17107Ｒ）	システム通信科	
	第３級総合無線通信士	中級無線電信　（17105Ｒ）		
	第１級陸上無線技術士 第２級陸上無線技術士	上級レーダー整備　（17517Ｒ）		
	アナログ第１種工事担任者 デジタル第１種工事担任者 アナログ・デジタル総合種工事担任者 ＡＩ第１種工事担当者 ＤＤ第１種工事担当者 ＡＩ・ＤＤ総合種工事担当者	上級有線整備　（17217Ｒ）		
電気	第１種電気主任技術者 第２種電気主任技術者 第３種電気主任技術者	中級電工　（16245Ｒ）	施設科	
建設	１級建築士 ２級建築士 １級建築施工管理技士 ２級建築施工管理技士 １級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士 １級管工事施工管理技士 ２級管工事施工管理技士	上級建設　（16257Ｒ）		
	１級建設機械施工技士 ２級建設機械施工技士	上級施設機械施工　（16357Ｒ）		
	測量士	上級測量　（16517Ｒ）		
	測量士補	中級測量　（16515Ｒ）		
	木造建築士	中級木工　（16215Ｒ）		
放射線管理	第１種放射線取扱主任者 第２種放射線取扱主任者	上級化学　（21107Ｒ）	化学科	
人　事	遺体衛生保全士 （エンバーマー） 納棺士	―　―	普通科又は共通※	
	保育士 （主任保育士又はこれに該当する職務の実務経験５年以上の者）	上級厚生　（55137R）		
	保育士	中級厚生　（55135R）		

※普通科又は共通とは、普通科を基本に指定するが、他の職種も指定可能であることを示す。
注：本表に記載された資格と同等の資格を有する者の特技については、別に示す。

別紙第７（第18条の２関係）

発簡番号

年　月　日

陸上幕僚長　殿

令和　　年度　幹部予備自衛官昇進資格者名簿

（人教定第６号）

方　面　総　監

（公印省略）

（　　等陸尉への分）

順位	担当地本	ふりがな 氏　　名 （生年月日・年齢） 男女	在階級年月数 自衛官	予備自衛官	計	訓練招集参加日数／訓練招集日数 （訓練招集参加回数／訓練招集回数）	訓練成績 年度	年度	年度	服務態度 年度	年度	年度	全体標語 年度	年度	年度	健康状態 年度	年度	年度	担当地本部長所見	方面総監所見	幹候出身区分	摘要
						／ （／）																
						／																
						（／）																
添付書類		なし・別紙																				

１　記載要領

（１）　氏名欄の年齢は、昇進日現在の年齢を記入する。

（２）　在階級年月数欄は、昇進予定前の階級期間について自衛官・予備自衛官ごとに通算したものを記入する。この際、15 日以上の端数は、１月に切り上げる。

（３）　訓練招集参加日数及び回数は現指定階級において、分母に命令した日（回）数を分子に出頭した日（回）数を記入する。

（４）　訓練成績、服務態度、全体評語及び健康状態欄は、過去３年間の勤務成績評定書又は人事評価記録書に基づき各評価を記入し、分割出頭により同一年度内に異なった評価がある場合は、下位の評価を記入する。

（５）　担当地本部長の所見欄は、訓練実施部隊等の長の所見を参考に、能力及び人物について具体的に記入する。なお、欄内に記入できない場合は、別紙を添付する。

（６）　方面総監の所見欄は、昇進を適当と認める理由を記入する。

（７）　幹部出身区分欄は、Ｕ、Ｂ、Ｉ、Ｓ等の略号を記入する。

（８）　摘要欄は、訓練招集時の受賞、自衛隊に対する貢献度及びその他特異事項を記入する。なお、欄内に記入できない場合は、別紙を添付する。

２　この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

３　訓練実施部隊等の長の所見表を添付する（付紙）。

付紙

訓練実施部隊の等の長の所見表

番号	氏　　名　　男女	年　　度	招集期間	所　　見
	男女			
	男女			

枚中　　枚目

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　この表は、人事評価記録書から転記する。
　　２　分割出頭の場合は、招集期間ごとに転記する。

別紙第８（第 21 条、第 28 条、第 33 条関係）

発簡番号
年　月　日

殿

担当地方協力本部長
（公印省略）

人　事　評　価　記　録　通　報　書

1　階　級	氏　名	男・女

2　成績等

年　度	訓練成績			服務態度	健康状態	訓練招集参加日数／訓練招集日数	休務日数	全体評語	特　記　事　項
	体力検定	射撃検定	総合評価						
						／			

3　担当地方協力本部長の所見	

備考：１　年代の古い順に記入する。
２　第２項の記入は、訓練招集部隊等の長から送付された人事記録評価書から転記する。
この際、訓練成績欄の総合評価は、人事評価記録書の訓練成績の個別評語から転記するする。
３　担当地方協力本部長の所見欄は、主として訓練実施部隊等の長が評定した以外の事項について記入する。